

北谷・嘉手納・北中城ファミリーサポートセンター ファミリーサポートセンター利用支援事業

～子育てを頑張っているお母さん・お父さんを応援します！～

ファミリーサポートセンターを利用する以下の世帯を対象に、「ファミリーサポートセンター利用支援事業（補助）」を行っています。

ぜひ本制度を利用してファミリーサポートセンターをご利用下さい。

目的

ひとり親家庭、非課税世帯、ダブルケア負担世帯のファミリーサポートセンターの利用促進を図ることで、仕事と育児の両立を支援し、子どもの健やかな育ちを支援する児童福祉に寄与するとともに、ひとり親家庭等の自立を促し、生活の安定を図ることを目的とする。

対象

- ①北谷・嘉手納・北中城ファミリーサポートセンターの「おねがい会員」もしくは「どっちも会員」であること（随時登録可）
- ②以下のいずれかに該当すること
 - ・ひとり親家庭等（証明書類：児童扶養手当証書 等）
 - ・市町村民税非課税世帯であること（センターより町村へ確認します）
 - ・介護と育児を同時期に行っている世帯（証明書類：介護計画書 等）

支援内容

- ・1枚500円の「子育てサポート券」を発行する
 - ・年度内に1回10枚を単位として発行し、3回（30枚）を限度とする
- ※支援の決定については、センターにて審査し決定する

利用期限

1年間（4月～翌年3月末迄）

申請をご希望の方は、
センターまでお問合せ下さい！



お問い合わせ・申し込み先

北谷・嘉手納・北中城ファミリー・サポート・センター

TEL (098) 989-9763 FAX (098) 989-9764

〒904-0116 北谷町北谷1丁目12番11号